

退職金制度

第1条（目的）

この制度は、株式会社ネクストレベル名古屋支店(以下「会社」という。)と、会社に雇用される過半数労働者代表の間で締結する労使協定の第6条に基づく派遣社員の退職金について定めることを目的とする。

第2条（支給対象者）

会社に派遣社員として勤務した者が、退職（解雇を含む）または死亡したとき、この制度の定めるところにより、退職金を支給する。但し、勤続年数が3年に満たない者並びに前職を定年退職したことに伴い退職金を受給した者及び更に定年退職後に再雇用された者は支給対象外とする。

第3条(支給制限)

派遣社員が懲戒解雇された場合または懲戒解雇事由に相当する非違行為を行った者には、退職金を支給しない。但し、情状により減額して支給することがある。

2 派遣社員が、懲戒規定に基づき諭旨解雇された場合は退職金を一部支給しないことがある。

3. 前2項による場合の他、派遣社員が退職または解雇された後に、懲戒解分又は諭旨解雇に相当する事由があったことが明らかになった場合は、会社はすでに支給した退職金の一部または全部の返還を請求することができる。

第4条（計算方法）

退職金の支給金額は、別表の通りとする。（添付ア）

第5条（勤続年数の計算）

退職金算定の勤続年数の計算は月によるものとし、派遣社員として労働契約が開始された月から起算して退職(解雇を含む)または死亡の月までとする。但し、月末以外に退職(解雇を含む)または死亡した場合は、その前月までとする。

2.休職期間は勤続年数に通算しない。但し、会社が派遣社員の休業発生の事情により、休業期間の一部または全部の通算を認めた場合、この限りではない。

3. 勤続年数3年未満で退職した派遣社員(第3条第1項に該当する者は除く)の労働契約終了日と次期の労働契約の開始日の間の空白期間が1ヶ月以内の場合は、継続年数の計算においては、当該空白期間前に終了した労働契約の勤続期間と空白期間後に開始する労働契約の勤続期間を通算して計算する。

4. 派遣社員が、会社の依頼に応じて、派遣社員から契約社員へ雇用形態を変更する場合は、契約社員としての勤続期間も派遣社員の勤続年数として算入する。

第6条(適用除外)

2020年3月31日以前に派遣社員として就業した期間は勤続年数には算入しない。

第7条(死亡社員の退職金の受給者)

派遣社員が死亡した時の退職金は、遺族に支給する。

2. 遺族の範囲およびその受給順位については労働基準法施行規則第42条から第45条の定めに従う。

3 会社は、前項により退職金を受給する者に対して、戸籍関係書類、住民票記載事項の証明書その他会社が必要と認める証明書類を提出させることがある。

第8条(支給時期)

退職金は支給事由が生じた後3ヶ月以内に派遣社員の指定する銀行口座への振込みにより支給する。

第9条(退職金の端数処理)

退職金の計算上、1円未満の端数が生じたときは、当該端数を1円単位に切り上げる。

第10条(譲渡または質権設定の禁止)

派遣社員は、将来支給される退職金に対し、譲渡または質権の設定をしてはならない。

第11条(制度の改廃)

本制度は、関係諸法規の改定により必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改定することがある。

付則

本制度は、2020年4月1日より施行する。

添付ア

同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率	自己都合退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
(月数)	会社都合退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	16.6

「平成30年 中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を乗じた数値として通達で定めたもの

派遣社員の退職手当の額

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 33年未満	33年以上
支給率	自己都合退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	13.3	15.3
(月数)	会社都合退職	1.2	1.9	4.1	6.5	8.9	11.8	14.5	16.6